

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務共通仕様書</b></p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年5月27日用第20号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1212号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1226号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1179号改正 <u>＜沿革＞令和3年6月25日用第1153号改正</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(趣旨等)</p> <p><b>第1条</b> この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、神奈川県県土整備局が施行する事業（住宅事業は除く。）に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地補償総合技術業務及び用地調査点検等技術業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行なう者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。</p> <p>二 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>三 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行なう者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>四 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行なう者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>五 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>六 「契約書」とは、「神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書」をいう。</p> <p>七 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>八 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものと</p>	<p style="text-align: center;"><b>用地調査等業務共通仕様書</b></p> <p style="text-align: right;">平成25年6月27日 用第33号県土整備局事業管理部用地課長通知 ＜沿革＞平成27年9月11日用第41号改正 ＜沿革＞平成28年5月27日用第20号改正 ＜沿革＞平成30年6月29日用第1212号改正 ＜沿革＞令和元年6月28日用第1226号改正 ＜沿革＞令和2年6月30日用第1179号改正</p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p>(趣旨等)</p> <p><b>第1条</b> この用地調査等業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、神奈川県県土整備局が施行する事業（住宅事業は除く。）に必要な土地等の取得等に伴う測量、調査、補償金額の算定等業務（以下「用地調査等業務」という。）を委託に付する場合の業務内容その他必要な事項を定め、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注に当たり、当該業務の実施上この仕様書により難いとき又はこの仕様書に定めのない事項については、発注者が別途定める特記仕様書によるものとし、適用に当たっては特記仕様書を優先するものとする。</p> <p>3 用地補償総合技術業務及び用地調査点検等技術業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p><b>第2条</b> この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 「調査職員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行なう者で、契約書第9条第1項に規定する者をいう。</p> <p>二 「検査職員」とは、用地調査等業務の完了検査及び指定部分に係る検査に当たって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>三 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行なう者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>四 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行なう者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>五 「業務従事者」及び「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、第7条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>六 「契約書」とは、「神奈川県公共土木設計業務等標準委託契約約款 設計業務等委託契約書」をいう。</p> <p>七 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>八 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し実施させること及び検査職員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として書面により行うものと</p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R03. 7. 1 施行)	旧・現行 (R02. 7. 1 施行)
<p>する。</p> <p>九 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>十 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>十一 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項等について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、受注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>十三 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。</p> <p>十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。</p> <p>十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>十六 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。</p> <p>十七 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>十八 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</p> <p>十九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。</p> <p>二十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p>二十一 「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）をいう。</p> <p>二十二 「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）をいう。</p> <p>二十三 「成果物の点検・調製確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書（試行）（令和2年6月1日用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知）第 32 条に規定する作業をいう。</p>	<p>する。</p> <p>九 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>十 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>十一 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項等について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>十二 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、受注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>十三 「照査」とは、受注者が、用地調査等業務の実施により作成する各種図面等や数量計算等の確認並びに算定書等の検算並びに基準・運用方針への適合性及び補償の妥当性等について検証することをいう。</p> <p>十四 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。</p> <p>十五 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p> <p>十六 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって、再委託する者をいう。</p> <p>十七 「調査区域」とは、用地調査等業務を行う区域として別途図面等で指示する範囲をいう。</p> <p>十八 「権利者」とは、調査区域内に存する土地、建物等の所有者及び所有権以外の権利を有する者をいう。</p> <p>十九 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局（支局、出張所を含む。））等での調査をいう。</p> <p>二十 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p>二十一 「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）をいう。</p> <p>二十二 「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和38年3月7日用地対策連絡会決定）をいう。</p> <p>二十三 「成果物の点検・調製確認」とは、用地調査点検等技術業務共通仕様書（試行）（令和2年6月1日用第1116号県土整備局事業管理部用地課長通知）第 32 条に規定する作業をいう。</p>
<p><b>（管理技術者）</b></p> <p><b>第5条</b> 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 管理技術者は、業務の履行にあたり、この用地調査等業務の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</p> <p>3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が、委託に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p>なお、第25条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に管理技術者の<u>資格及び氏名の記載</u>を行うものとする。</p>	<p><b>（管理技術者）</b></p> <p><b>第5条</b> 受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 管理技術者は、業務の履行にあたり、この用地調査等業務の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</p> <p>3 受注者が管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び調査職員は、管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>4 管理技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が、委託に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p>なお、第25条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に管理技術者の<u>資格・氏名の記載及び押印</u>を行うものとする。</p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e
 

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等 やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(照査技術者)</p> <p><b>第6条</b> 受注者は、設計図書に定める場合には、用地調査等業務における照査技術者を定めるものとする。</p> <p>2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による点検を実施しなければならない。</p> <p>3 照査技術者は、発注者が「管理技術者」と同等の知識及び能力を有すると認められた者でなければならない。</p> <p>4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において<u>記名</u>の上、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(業務従事者及び担当技術者)</p> <p><b>第7条</b> 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、担当技術者通知書（様式第17号）により発注者に通知しなければならない。</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には構成員ごとに8名までとする。</p> <p>3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。</p>	<p>5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等 やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(照査技術者)</p> <p><b>第6条</b> 受注者は、設計図書に定める場合には、用地調査等業務における照査技術者を定めるものとする。</p> <p>2 受注者は、照査技術者を定めた場合においては、前条第4項に規定する点検及び修正が完了した後に、照査技術者による点検を実施しなければならない。</p> <p>3 照査技術者は、発注者が「管理技術者」と同等の知識及び能力を有すると認められた者でなければならない。</p> <p>4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。</p> <p>5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において<u>署名押印</u>の上、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(業務従事者及び担当技術者)</p> <p><b>第7条</b> 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち担当技術者を定める場合は、担当技術者通知書（様式第18号）により発注者に通知しなければならない。</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとし、受注者が設計共同体である場合には構成員ごとに8名までとする。</p> <p>3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。</p>
<p><b>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</b></p>	<p><b>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</b></p>
<p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p>	<p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p>
<p>(打合せ等)</p> <p><b>第13条</b> 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をい正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第21号）に記載し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員 は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記載し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。</p> <p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。</p> <p>なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>	<p>(打合せ等)</p> <p><b>第13条</b> 用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をい正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿（様式第22号）に記載し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2 用地調査等業務着手時及び仕様書等で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員 は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記載し相互に確認しなければならない。</p> <p>3 管理技術者は、仕様書等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。</p> <p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努めるものとする。</p> <p>なお、「ワンデーレスポンス」とは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいい、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>(調査職員の指示等)</p> <p><b>第16条</b> 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえて、調査職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。</p> <p>3 調査職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第 <u>18</u> 号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第 <u>19</u> 号）により行うものとする。</p> <p>5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第 <u>20</u> 号）により行うものとする。</p>	<p>(調査職員の指示等)</p> <p><b>第16条</b> 受注者は、用地調査等業務の実施に先立ち、管理技術者を立ち会わせてうえて、調査職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たりこの仕様書、特記仕様書又は調査職員の指示について疑義が生じたときは、調査職員と協議するものとし、その結果については受注者が記録し相互に確認するものとする。</p> <p>3 調査職員の指示は、用地調査等業務の施行に関する指示票（様式第 <u>19</u> 号）（以下「指示票」という。）により行うものとする。</p> <p>4 受注者は、用地調査等業務の遂行上必要な事項について承諾を受ける場合は、用地調査等業務の施行に関する承諾書（様式第 <u>20</u> 号）により行うものとする。</p> <p>5 第2項の協議は、用地調査等業務の施行に関する協議書（様式第 <u>21</u> 号）により行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 用地測量</b></p> <p style="text-align: center;">第4節 用地実測図等の作成</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 用地測量</b></p> <p style="text-align: center;">第4節 用地実測図等の作成</p>
<p>(用地実測図等の作成)</p> <p><b>第61条</b> 用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、次の事項及び調査職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者の<u>氏名</u></p> <p>(2) 道路名及び水路名</p> <p>(3) 建物及び工作物</p> <p>二 用地平面図は、用地実測図原図から調査職員が指示する事項を記入する。</p>	<p>(用地実測図等の作成)</p> <p><b>第61条</b> 用地実測図等の作成に当たっては、国土交通省公共測量作業規程の定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図は、次の事項及び調査職員が指示する事項を記入する。</p> <p>(1) 土地の測量に従事した者の<u>記名押印</u></p> <p>(2) 道路名及び水路名</p> <p>(3) 建物及び工作物</p> <p>二 用地平面図は、用地実測図原図から調査職員が指示する事項を記入する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 建物等の調査</b></p> <p style="text-align: center;">第1節 調査</p> <p>(生産設備)</p> <p><b>第76条</b> 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>現況測量等</u>を行う。</p> <p>二 種類（使用目的）</p> <p>三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量</p> <p>四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 建物等の調査</b></p> <p style="text-align: center;">第1節 調査</p> <p>(生産設備)</p> <p><b>第76条</b> 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>平板測量等</u>を行う。</p> <p>二 種類（使用目的）</p> <p>三 規模（形状及び寸法）、材質及び数量</p> <p>四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等</p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等</p> <p>六 当該設備の取得年月日及び耐用年数</p> <p>七 その他補償額の算定に必要と認められる事項</p> <p>八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>(附帯工作物)</p> <p>第77条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月22日付け中央用対理事会申し合わせ。（以下「附帯工作物要領」という。））により行うものとする。</p> <p>(庭園)</p> <p>第78条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>現況測量等</u>により行うものとする。</p> <p>二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等</p> <p>三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等</p> <p>四 その他補償額の算定に必要と認められる事項</p> <p>五 庭園の概要が把握できる写真の撮影</p>	<p>五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等</p> <p>六 当該設備の取得年月日及び耐用年数</p> <p>七 その他補償額の算定に必要と認められる事項</p> <p>八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影</p> <p>(附帯工作物)</p> <p>第77条 附帯工作物の調査は、附帯工作物調査算定要領（平成24年3月22日付け中央用対理事会申し合わせ。（以下「附帯工作物要領」という。））により行うものとする。</p> <p>(庭園)</p> <p>第78条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <p>一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>平板測量</u>により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。</p> <p>二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等</p> <p>三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等</p> <p>四 その他補償額の算定に必要と認められる事項</p> <p>五 庭園の概要が把握できる写真の撮影</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 営業その他の調査</b></p> <p style="text-align: center;">第1節 調査</p> <p>(営業その他の調査)</p> <p>第104条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。</p> <p>(営業に関する調査)</p> <p>第105条 <u>営業に関する調査は、営業補償調査算定要領(令和3年3月19日付け国不用第66号不動産・建設経済局土地政策課長通知(以下「営業要領」という。))により行うものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 営業その他の調査</b></p> <p style="text-align: center;">第1節 調査</p> <p>(営業その他の調査)</p> <p>第104条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。</p> <p>(営業に関する調査)</p> <p>第105条 <u>法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p><u>一 営業主体に関するもの</u></p> <p>(1) <u>法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日</u></p> <p>(2) <u>移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日</u></p> <p>(3) <u>資本金の額</u></p> <p>(4) <u>法人の組織（支店等及び子会社）</u></p> <p>(5) <u>移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金</u></p> <p>(6) <u>移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係</u></p> <p><u>二 業務内容に関するもの</u></p> <p>(1) <u>業種</u></p> <p>(2) <u>移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u></p> <p>(3) <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）</u></p> <p>(4) <u>品目等別の売上構成</u></p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>(居住者等に関する調査)</p> <p><b>第106条</b> 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）</li> <li>二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）</li> <li>三 住居の占有面積及び使用の状況</li> <li>四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</li> <li>五 その他必要と認められる事項</li> </ol> <p>2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。</p> <p>3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。</p> <p>(動産に関する調査)</p> <p><b>第107条</b> 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領(案)（平成30年3月22日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ（以下「動産要領」という。））により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p><b>第108条</b> 営業に関する調査書は、第105条の調査結果を基に<u>営業要領</u>により作成するものとする。</p>	<p>(5) <u>必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。</u></p> <p><u>三 収益及び経費に関するもの</u></p> <p><u>営業調査表（様式第11号の1から第11号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。</u></li> <li>(2) <u>直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写</u></li> <li>(3) <u>直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</u></li> <li>(4) <u>直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</u></li> </ol> <p><u>イ 正規の簿記の場合</u></p> <p><u>売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳</u></p> <p><u>ロ 簡易簿記の場合</u></p> <p><u>現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳</u></p> <p><u>四 その他補償額の算定に必要となるもの</u></p> <p><u>2 個人が営業主である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。</u></p> <p><u>3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を調査職員に報告するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u></li> <li><u>二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u></li> <li><u>三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料</u></li> </ol> <p>(居住者等に関する調査)</p> <p><b>第106条</b> 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 氏名及び住所（建物番号及び室番号）</li> <li>二 居住者の家族構成（氏名及び生年月日）</li> <li>三 住居の占有面積及び使用の状況</li> <li>四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間</li> <li>五 その他必要と認められる事項</li> </ol> <p>2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。</p> <p>3 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。</p> <p>(動産に関する調査)</p> <p><b>第107条</b> 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領(案)（平成30年3月22日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ（以下「動産要領」という。））により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p><b>第108条</b> 営業に関する調査書は、第105条の調査結果を基に<u>営業調査表(様式第11号の1から第11号の4)に所定の事項を記載すること</u>により作成するものとする。</p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>2 居住者等に関する調査書は、第 106 条の調査結果を基に居住者調査表(様式第 11 号の1、第 11 号の2)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 動産に関する調査表は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p>	<p>2 居住者等に関する調査書は、第 106 条の調査結果を基に居住者調査表(様式第 12 号の1、第 12 号の2)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 動産に関する調査表は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3節 算定</p>	<p style="text-align: center;">第3節 算定</p>
<p>(補償額の算定)</p> <p><b>第109条</b> 営業に関する補償額の算定は、<u>前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p><u>3</u> その他、調査職員が必要と認め指示した場合には、仮住居補償、移転雑費等の補償額の算定を標準書により行うものとする。</p>	<p>(補償額の算定)</p> <p><b>第109条</b> 営業に関する補償額の算定は、<u>調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか</u>、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p><u>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について調査職員の指示を受けるものとする。</u></p> <p><u>3</u> 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p><u>4</u> その他、調査職員が必要と認め指示した場合には、仮住居補償、移転雑費等の補償額の算定を標準書により行うものとする。</p>
<p>(補償の要否の判定等)</p> <p><b>第112条</b> 消費税等に関する調査書は、第110条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「損失の補償等に関する消費税及び地方消費税相当額の算定実施要領」（平成9年11月1日用第206号土木部長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第 12 号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p>	<p>(補償の要否の判定等)</p> <p><b>第112条</b> 消費税等に関する調査書は、第110条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「損失の補償等に関する消費税及び地方消費税相当額の算定実施要領」（平成9年11月1日用第206号土木部長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第 13 号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適当又は困難と認めるときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第9章 予備調査</p> <p style="text-align: center;">第2節 調査書等の作成</p>	<p style="text-align: center;">第9章 予備調査</p> <p style="text-align: center;">第2節 調査書等の作成</p>
<p>(移転計画案の作成)</p> <p><b>第121条</b> 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 114 条から第 117 条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第1(四)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画</li> <li>二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画</li> <li>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</li> <li>四 建物、機械設備等の移転工程表</li> <li>五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)</li> </ul>	<p>(移転計画案の作成)</p> <p><b>第121条</b> 予備調査に係る大規模工場等の移転計画案は、第 114 条から第 117 条までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第1(四)第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画</li> <li>二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画</li> <li>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</li> <li>四 建物、機械設備等の移転工程表</li> <li>五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)</li> </ul>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e
 

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>六 移転工法 (計画) 案検討概要書 (様式第 <u>13</u> 号の2)</p> <p>七 移転工法 (計画) 各案の比較表 (様式第 <u>13</u> 号の3)</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要表 (様式第 10 号の1、第 10 号の2)</p> <p>二 面積比較表 (様式第 10 号の4)</p> <p>三 平面 (間取り) の各案についての計画概要比較表 (様式第 10 号の3)</p>	<p>六 移転工法 (計画) 案検討概要書 (様式第 <u>14</u> 号の2)</p> <p>七 移転工法 (計画) 各案の比較表 (様式第 <u>14</u> 号の3)</p> <p>2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</p> <p>一 照応建物についての計画概要表 (様式第 10 号の1、第 10 号の2)</p> <p>二 面積比較表 (様式第 10 号の4)</p> <p>三 平面 (間取り) の各案についての計画概要比較表 (様式第 10 号の3)</p>
<p><b>第10章 移転工法案の検討</b></p>	<p><b>第10章 移転工法案の検討</b></p>
<p>第2節 調査書等の作成</p>	<p>第2節 調査書等の作成</p>
<p>(移転工法案の作成)</p>	<p>(移転工法案の作成)</p>
<p><b>第127条</b> 大規模工場等の移転工法案は、第 70 条から第 78 条まで、第 80 条、第 124 条及び第 125 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第1 (四) 第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p>	<p><b>第127条</b> 大規模工場等の移転工法案は、第 70 条から第 78 条まで、第 80 条、第 124 条及び第 125 条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として基準細則第 15 第1 (四) 第一号から第三号までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p>
<p>一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画</p> <p>二 建物 (残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画</p>	<p>一 製品等の製造(加工)工程又は商品等の流れ(図式化したもの)の変更計画</p> <p>二 建物 (残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)、機械設備等の移転計画</p>
<p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p>	<p>三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</p>
<p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p>	<p>四 建物、機械設備等の移転工程表</p>
<p>五 移転計画図 (縮尺500分の1 又は1,000分の1)</p>	<p>五 移転計画図 (縮尺500分の1 又は1,000分の1)</p>
<p>六 移転工法 (計画) 案検討概要書 (様式第 <u>13</u> 号の2)</p>	<p>六 移転工法 (計画) 案検討概要書 (様式第 <u>14</u> 号の2)</p>
<p>七 移転工法 (計画) 各案の比較表 (様式第 <u>13</u> 号の3)</p>	<p>七 移転工法 (計画) 各案の比較表 (様式第 <u>14</u> 号の3)</p>
<p>2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</p>	<p>2 前項の検討に当たり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。</p>
<p>なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p>	<p>なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。</p>
<p>一 照応建物についての計画概要表 (様式第 10 号の1、第 10 号の2)</p>	<p>一 照応建物についての計画概要表 (様式第 10 号の1、第 10 号の2)</p>
<p>二 面積比較表 (様式第 10 号の4)</p>	<p>二 面積比較表 (様式第 10 号の4)</p>
<p>三 平面 (間取り) の各案についての計画概要比較表 (様式第 10 号の3)</p>	<p>三 平面 (間取り) の各案についての計画概要比較表 (様式第 10 号の3)</p>
<p>(記録簿の作成)</p>	<p>(記録簿の作成)</p>
<p><b>第135条</b> 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 (様式第 <u>14</u> 号) に記載するものとする。</p>	<p><b>第135条</b> 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿 (様式第 <u>15</u> 号) に記載するものとする。</p>

8





「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>(関係仕様書の廃止)</p> <p>2 用地調査等標準仕様書（平成2年3月30日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）は、廃止する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この仕様書は、令和3年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</u></p>	<p>(関係仕様書の廃止)</p> <p>2 用地調査等標準仕様書（平成2年3月30日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）は、廃止する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成27年10月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、平成30年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和元年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p> <p>附 則 この仕様書は、令和2年7月1日から施行し、同日以降に用地調査等業務委託を行う場合に適用する。</p>

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

様式第1号

年 月 日

殿

発注者 住所  
氏名 (調査職員氏名)

貸与品等引渡通知書

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品目	規格	単位	数量	備考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。

様式第1号

年 月 日

殿

発注者 住所  
氏名 (調査職員氏名)

印

貸与品等引渡通知書

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業務名			契約年月日	年 月 日
品目	規格	単位	数量	備考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。

10

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

<p>新・改正 (R03.7.1 施行)</p> <p>様式第2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 商号又は氏名 管理技術者</p> <p style="text-align: center;">貸 与 品 等 受 領 書</p> <p>下記のとおり貸与品等を受領しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">業 務 名</th> <th colspan="3"></th> <th style="width:10%;">契約年月日</th> <th style="width:10%;">年 月 日</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">品 目</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="3">数 量</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>前回まで</th> <th>今 回</th> <th>累 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 日から の今回受領分 月 日まで</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。</p>	業 務 名				契約年月日	年 月 日	品 目	規 格	単 位	数 量			備 考	前回まで	今 回	累 計							月 日から の今回受領分 月 日まで																																																																<p>旧・現行 (R02.7.1 施行)</p> <p>様式第2号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 商号又は氏名 管理技術者</p> <p style="text-align: center;">貸 与 品 等 受 領 書</p> <p>下記のとおり貸与品等を受領しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">業 務 名</th> <th colspan="3"></th> <th style="width:10%;">契約年月日</th> <th style="width:10%;">年 月 日</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">品 目</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="3">数 量</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>前回まで</th> <th>今 回</th> <th>累 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 日から の今回受領分 月 日まで</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。</p>	業 務 名				契約年月日	年 月 日	品 目	規 格	単 位	数 量			備 考	前回まで	今 回	累 計							月 日から の今回受領分 月 日まで																																																															
業 務 名				契約年月日	年 月 日																																																																																																																																																																								
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考																																																																																																																																																																							
			前回まで	今 回	累 計																																																																																																																																																																								
						月 日から の今回受領分 月 日まで																																																																																																																																																																							
業 務 名				契約年月日	年 月 日																																																																																																																																																																								
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考																																																																																																																																																																							
			前回まで	今 回	累 計																																																																																																																																																																								
						月 日から の今回受領分 月 日まで																																																																																																																																																																							

印  
印

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)																																																																																												
<p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 商号又は氏名 管理技術者</p> <p style="text-align: center;">貸 与 品 等 返 納 書</p> <p>下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">業 務 名</th> <th style="width:25%;"></th> <th style="width:15%;">契約年月日</th> <th style="width:15%;">年 月 日</th> </tr> <tr> <th>品 目</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。</p>	業 務 名		契約年月日	年 月 日	品 目	規 格	単 位	数 量																																					<p>様式第 4 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 商号又は氏名 管理技術者</p> <p style="text-align: center;">貸 与 品 等 返 納 書</p> <p>下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">業 務 名</th> <th style="width:25%;"></th> <th style="width:15%;">契約年月日</th> <th style="width:15%;">年 月 日</th> </tr> <tr> <th>品 目</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。</p>	業 務 名		契約年月日	年 月 日	品 目	規 格	単 位	数 量																																								
業 務 名		契約年月日	年 月 日																																																																																										
品 目	規 格	単 位	数 量																																																																																										
業 務 名		契約年月日	年 月 日																																																																																										
品 目	規 格	単 位	数 量																																																																																										

印  
印

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>様式第 5 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 商号又は氏名 管理技術者</p> <p style="text-align: center;">障 害 物 伐 除 報 告 書</p> <p>年 月 日契約の ため、障害物を伐除した ので用地調査等業務共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告 します。</p> <p>(注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。</p>	<p>様式第 5 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 商号又は氏名 管理技術者</p> <p style="text-align: center;">障 害 物 伐 除 報 告 書</p> <p>年 月 日契約の ため、障害物を伐除した ので用地調査等業務共通仕様書第 19 条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告 します。</p> <p>(注) 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。</p>

印  
印

13

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

(削除)

様式第11号の1

営業調査総括表(1)

調査番号		調査期間		調査担当者名						
名称		法人 個人 青・白	代表者名	住所	Tel. ( )					
営業種目		開業年月日		資本金						
所属 (組合・団体)名		従業員数		売場面積等						
移転対象地	営業所名	所在地								
	営業種目	製品の 許認可等		従業員数						
本店の 関連図 (組織図)										
所得申告額	資料出所先	年別	年	年	年	主な販売 製造品目	主な 仕入れ先	主な 販売先	売上構成 品目 構成比(%)	
	税務署	円	円	円	円	主な販 売製 又造 は品 目	( 軒)	( 軒)		
	税務事務所									
	市町村									
所得額の 計算	項目	年別	年	年	年	摘 要				
	総売上高		円	円	円					
	期末棚卸高									
	当期製造原価									
	当期仕入額									
	期首棚卸高									
	売買差益									
	営業費									
差引所得額										
売上高の概略調査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)		平均在庫高 ( 円)		年平均回転率 ( %)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)		1人1か月 (又は1日) 平均売上高 ( 円)							
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)		1か月平均 ( m <sup>2</sup> ) 当たり売上高 ( 円)							
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)		1か月 (又は1日) 平均客数 ( 人)		料金等 ( 円)					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

(削除)

様式第 11 号の 2

営業調査総括表 (2)

販売方法等	店舗	_____ %	代金決済方法	現金	_____ %	販売先	県内	_____ %
	外交			売掛			地方	
	通信			月賦			輸出	
	その他			その他			その他	
得意先の状況	売上占める地元固定客の割合 ( _____ % )			営業の季節的変動	売上の多い時期 ( _____ 月 ~ _____ 月 ) 売上の少ない時期 ( _____ 月 ~ _____ 月 )			
一般管理費・販売費等	営業費明細			営業用固定経費明細				
	科目	金額	摘要	科目	金額	摘要		
	給料・手当	_____ 円		公租公課	_____ 円			
	荷造・運賃			基本料金				
	消耗品費			減価償却費				
	水道光熱費			維持管理費				
	宣伝広告費			法定福利費				
	通信・交通費			宣伝広告費				
	接待交際費			諸組合費				
	福利厚生費							
	修繕費							
公租公課								
その他			その他					
計			計					
営業用資産	固定資産			流動資産				
	現在価格の総額	売却・取り壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額	売却価格の総額			
	_____ 円	_____ 円		_____ 円	_____ 円			
主な取引金融総額								
労働協約等の内容	労働協約		あり・なし					
	就業規則		あり・なし					
	雇用契約		あり・なし					
	その他							
立地条件等	立地条件							
	地域的特性							
	その他							
その他								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

15







「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e

新・改正 (R03.7.1施行)

旧・現行 (R02.7.1施行)

様式第 11 号の 1

居住者調査表

(自家・家主)		調査者		調査年月日		整理番号	
建物所在地	都 郡 町	府 区 大字 字 番地	県 市 村				
建物所有者住所	都 郡 町	府 区 大字 字 番地	県 市 村				
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局番(呼)			
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日 〔不明の時〕 は推定	年 月 日	建物の取得方法	年 月 日	居住年月日 〔不明の時〕 は推定	年 月 日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物の借家・借間人が居住している場合							
貸家の別 貸間	貸主	借家人氏名 借間	家賃	貸家面積 貸間	権利金 敷金	契約 年月日	契約書の有無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況		住居面積					
適要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名	配偶者居住権者の住所						

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。  
注2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第 12 号の 1

居住者調査表

(自家・家主)		調査者		調査年月日		整理番号	
建物所在地	都 郡 町	府 区 大字 字 番地	県 市 村				
建物所有者住所	都 郡 町	府 区 大字 字 番地	県 市 村				
建物所有者氏名又は名称	法人を代表する者の氏名及び住所		電話番号	局番(呼)			
土地の所有者住所・氏名							
建物取得年月日 〔不明の時〕 は推定	年 月 日	建物の取得方法	年 月 日	居住年月日 〔不明の時〕 は推定	年 月 日		
建物の居住者							
続柄	氏名	生年月日	所在地	職業			
世帯主		年 月 日					
		年 月 日					
		年 月 日					
建物の借家・借間人が居住している場合							
貸家の別 貸間	貸主	借家人氏名 借間	家賃	貸家面積 貸間	権利金 敷金	契約 年月日	契約書の有無
			円	m <sup>2</sup>	円		有・無
戸籍簿等の調査							
使用状況		住居面積					
適要							
配偶者居住権に関する調査結果							
配偶者居住権の有無	有・無	存続期間	終身・年	権利の始期			
上記認定理由							
配偶者居住権者の氏名	配偶者居住権者の住所						

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。  
注2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

18

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1施行)

旧・現行 (R02.7.1施行)

様式第 11 号の 2

居住者調査表

(借家・借間)		調査者	調査年月日	整理番号
住所	都府県 市区町村	大字	字	番地
氏名 又は名称	電話番号	局番(呼)		
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家主氏名	家賃	月	円	権利金 敷金
借家面積	借間面積	m <sup>2</sup>	住居面積	m <sup>2</sup>
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無
使用状況	入居日 年 月 日	入居 期間	年	
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

様式第 12 号の 2

居住者調査表

(借家・借間)		調査者	調査年月日	整理番号
住所	都府県 市区町村	大字	字	番地
氏名 又は名称	電話番号	局番(呼)		
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
家主氏名	家賃	月	円	権利金 敷金
借家面積	借間面積	m <sup>2</sup>	住居面積	m <sup>2</sup>
借家・借間 契約年月日	年 月 日	契約 期間	年	賃貸借契 約書、住 民票等の 有無
使用状況	入居日 年 月 日	入居 期間	年	
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1施行)

旧・現行 (R02.7.1施行)

様式第 12号

消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
都道府県		郡市区		町村大字	
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

様式第 13号

消費税等調査表

(1/2)		調査者		年月日	
都道府県		郡市区		町村大字	
調査対象者	住所	都道府県	郡市	町村	大字
	氏名又は法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			<input type="checkbox"/> 事業用資産 <input type="checkbox"/> 家事共用資産		
基準期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
前年(個人)又は前事業年度	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査・収集した資料	<input type="checkbox"/> 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者選択不適用届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 個人事業の開廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者届出書(特定期間用) <input type="checkbox"/> 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) <input type="checkbox"/> 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 <input type="checkbox"/> 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <input type="checkbox"/> その他の資料				

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。  
 2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー(標準)を添付すること。

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

新・改正 (R03.7.1 施行)										旧・現行 (R02.7.1 施行)									
様式第 <u>13</u> 号の 1										様式第 <u>14</u> 号の 1									
企 業 概 要 書										企 業 概 要 書									
所在地					組織					所在地					組織				
名称及び名					組織					名称及び名					組織				
業種					組織					業種					組織				
製造、等 加品 工目					組織					製造、等 加品 工目					組織				
原材料、商 製品 の類					組織					原材料、商 製品 の類					組織				
主な仕 入先					組織					主な仕 入先					組織				
移転工 法検 査す 項					組織					移転工 法検 査す 項					組織				
敷地 面積 (A)					事業用地 面積 (B)					敷地 面積 (A)					事業用地 面積 (B)				
用途地域等 の 公法上の規制					容積率					用途地域等 の 公法上の規制					容積率				
特記事項					その他					特記事項					その他				
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。										(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 判横とする。									

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

新・改正 (R03.7.1 施行)				旧・現行 (R02.7.1 施行)			
<p>様式第 <u>13</u> 号の 2</p> <p>移転工法 (計画) 案検討概要書</p>				<p>様式第 <u>14</u> 号の 2</p> <p>移転工法 (計画) 案検討概要書</p>			
項目	A	B	C	項目	A	B	C
移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)				移転計画の概要 (建物、機械設備等の移転方法及び移転期間)			
移転計画の特長 (メリット)				移転計画の特長 (メリット)			
移転計画の点 問題 (デメリット)				移転計画の点 問題 (デメリット)			
移転費用概算額				移転費用概算額			
総合判断				総合判断			
<p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 横とする。 2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。</p>				<p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 横とする。 2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。</p>			

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

新・改正 (R03.7.1施行)		旧・現行 (R02.7.1施行)			
<p>様式第 <u>13</u> 号の 3</p> <p>移転工法 (計画) 各案の比較表</p> <p>項目</p> <p>移転対象建築物の範囲及び移転の方法 (補償建築物の棟数面積、概算額、その他)</p> <p>主たる工作物 (機械設備等) の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)</p> <p>敷地内の動線 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積) の確保状況</p> <p>営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)</p>		A	B	C	案
		案	案	案	案
<p>(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 横とする。</p> <p>2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。</p>		<p>様式第 <u>14</u> 号の 3</p> <p>移転工法 (計画) 各案の比較表</p> <p>項目</p> <p>移転対象建築物の範囲及び移転の方法 (補償建築物の棟数面積、概算額、その他)</p> <p>主たる工作物 (機械設備等) の移転範囲及び方法 (機種名、概算額、その他)</p> <p>敷地内の動線 (駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積) の確保状況</p> <p>営業補償等に係るもの (休業する部門補償概算額、その他)</p>			
		A	B	C	案
		案	案	案	案



「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

様式第 14 号

様式第 15 号

補償説明記録簿

補償説明記録簿

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					
課長		課員		調査職員	管理技術者

説明場所					
説明年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	説明者				
	相手方				
説明内容及び質疑					
特記事項					
課長		課員		調査職員	管理技術者

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1施行)

旧・現行 (R02.7.1施行)

様式第 15号

様式第 16号

土地調書

土地調書

神奈川県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

神奈川県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

年 月 日

年 月 日

事務所長 印  
調査責任者氏名 印

事務所長 印  
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 土地所有者住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人住所  
氏名又は名称 印

記

記

郡 町 地内  
区 村  
市

郡 町 地内  
区 村  
市

大字	字	地番	公簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

大字	字	地番	公簿		取得し、又は使用しようとする土地		所有権以外の権利のうち用益物権等		所有権以外の権利のうち担保物権等		摘要
			地目	地積	現況地目	面積	種類	権利者の氏名	種類	権利者の氏名	

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1施行)

旧・現行 (R02.7.1施行)

様式第 16 号

様式第 17 号

物 件 調 書

物 件 調 書

神奈川県が施行する  
とおり調書を作成する。

取得  
工事のため、移転の対象となる物件について、下記の  
使用

神奈川県が施行する  
とおり調書を作成する。

取得  
工事のため、移転の対象となる物件について、下記の  
使用

年 月 日

年 月 日

事務所長 印  
調査責任者氏名 印

事務所長 印  
調査責任者氏名 印

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 物件所有者住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人 住所  
氏名又は名称 印

年 月 日 関係人 住所  
氏名又は名称 印

記

記

郡 町 地内  
区 市 村

郡 町 地内  
区 市 村

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の権 利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

大字	字	地番	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の権 利の種類	関係人の 氏名	土地所有 者の氏名	移転義務 の有無	摘 要

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

様式第 17 号

様式第 18 号

年 月 日

年 月 日

殿

殿

受注者 住 所  
商号又は氏名  
代表者氏名

受注者 住 所  
商号又は氏名  
代表者氏名

印  
印

担当技術者通知書

担当技術者通知書

業務の名称

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましてので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましてので、別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/div>

新・改正 (R03.7.1 施行)	旧・現行 (R02.7.1 施行)
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">担当技術者経歴書</p> <p>1 氏名及び生年月日</p> <p>1 現住所</p> <p>1 最終学歴                   年 月 日                   卒業</p> <p>1 法令による免許等                   年 月 日                   取得 〔以下列記〕</p> <p>1 職 歴                   年 月 日 〔以下列記〕</p> <p>1 賞 罰</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本人</p> <p>(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">担当技術者経歴書</p> <p>1 氏名及び生年月日</p> <p>1 現住所</p> <p>1 最終学歴                   年 月 日                   卒業</p> <p>1 法令による免許等                   年 月 日                   取得 〔以下列記〕</p> <p>1 職 歴                   年 月 日 〔以下列記〕</p> <p>1 賞 罰</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">本人                   <u>印</u></p> <p>(注) 職歴については、担当した業務経歴を記入する。</p>

28

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

様式第 18 号

様式第 19 号

用地調査等業務の施行に関する指示票 年 月 日											
業務の名称											
指 示 事 項	添付図面	葉									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課 長</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">課 員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">調 査 職 員</td> <td></td> </tr> </table>				課 長			課 員			調 査 職 員	
	課 長										
	課 員										
	調 査 職 員										
上記事項について指示します。											
上記指示について承諾しました。 年 月 日		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">管 理 技 術 者</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">担 当 技 術 者</td> <td></td> </tr> </table>		管 理 技 術 者			担 当 技 術 者				
	管 理 技 術 者										
	担 当 技 術 者										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

用地調査等業務の施行に関する指示票 年 月 日											
業務の名称											
指 示 事 項	添付図面	葉									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">課 長</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">課 員</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">調 査 職 員</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table>				課 長	印		課 員	印		調 査 職 員	印
	課 長	印									
	課 員	印									
	調 査 職 員	印									
上記事項について指示します。											
上記指示について承諾しました。 年 月 日		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">管 理 技 術 者</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">担 当 技 術 者</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table>		管 理 技 術 者	印		担 当 技 術 者	印			
	管 理 技 術 者	印									
	担 当 技 術 者	印									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

29

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1 施行)				旧・現行 (R02.7.1 施行)			
様式第 <u>19</u> 号				様式第 <u>20</u> 号			
用地調査等業務の施行に関する承諾書 年 月 日				用地調査等業務の施行に関する承諾書 年 月 日			
業務の名称				業務の名称			
承 諾 事 項	添付図面	葉		添付図面	葉		
		管理技術者			管理技術者	<u>印</u>	
		担当技術者			担当技術者	<u>印</u>	
		上記事項について承諾願います。			上記事項について承諾願います。		
上記事項を承諾します。	年 月 日	課 長		課 長	<u>印</u>		
		課 員		課 員	<u>印</u>		
		調査職員		調査職員	<u>印</u>		
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。				(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。			

「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

u003c/divu003e

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

様式第 20 号

様式第 21 号

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日				
業務の名称				
協 議 事 項				
摘 要				
上記事項について協議します。  年 月 日	課 長		管 理 技 術 者	
	課 員		担 当 技 術 者	
	調 査 職 員			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日				
業務の名称				
協 議 事 項				
摘 要				
上記事項について協議します。  年 月 日	課 長	<u>印</u>	管 理 技 術 者	<u>印</u>
	課 員	<u>印</u>	担 当 技 術 者	<u>印</u>
	調 査 職 員	<u>印</u>		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦とする。

31



「用地調査等業務共通仕様書」新旧対照表

凡例：赤下線は、今回改正箇所

>

新・改正 (R03.7.1 施行)

旧・現行 (R02.7.1 施行)

様式第 21号

様式第 22号

打 合 せ 記 録 簿

打 合 せ 記 録 簿

業務の名称						
打合せ場所						
打合せ年月日		年	月	日 ( )	時 間	自 至
出席者	発注者					
	受注者					
打合せ内容及び質疑						
特記事項						
課 長	課 員	調 査 職 員	管 理 技 術 者	担 当 技 術 者		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。

業務の名称						
打合せ場所						
打合せ年月日		年	月	日 ( )	時 間	自 至
出席者	発注者					
	受注者					
打合せ内容及び質疑						
特記事項						
課 長	課 員	調 査 職 員	管 理 技 術 者	担 当 技 術 者		
<u>印</u>	<u>印</u>	<u>印</u>	<u>印</u>	<u>印</u>		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦とする。